

# 資格喪失後の出産育児一時金請求に関する確認書

## ◀ 出産育児一時金の資格喪失後の給付について ▶

出産育児一時金は、通常、出産時に被保険者もしくは被扶養者として加入している健康保険組合に請求します。ただし、退職日まで継続して1年以上被保険者であった場合限り(被扶養者は対象外)、退職後(資格喪失後)6か月以内の出産であれば退職まで加入していた健康保険組合にも出産育児一時金を請求することができます。ただし、請求はどちらか一方にしかできません。

## ◀ 出産育児一時金の重複受給の防止 ▶

この確認書は、出産育児一時金の重複支給を防ぐためのものです。本確認書の記入ならびに出産育児一時金支給申請書の提出前に、以下の『出産育児一時金請求前の確認事項』をお読みください。

### 出産育児一時金請求前の確認事項

今回の出産について、ゼネラル健康保険組合(以下、当健保組合)以外の保険者(他の健保組合等)から、出産育児一時金を受給しますか(受給する予定を含む)、しませんか。

当健保組合以外の保険者 (どちらかに○)  受給した・受給する予定  
 受給しない

#### 【「受給した・受給する予定」の場合】

当健保組合に出産育児一時金を請求することはできませんので、本確認書および出産育児一時金支給申請書を提出する必要はありません。

#### 【「受給しない」の場合】

出産育児一時金の重複支給を防ぐため、下の確認事項について記入・押印してください。

## ◆◇ 確認事項 ◇◆

被 保 険 者	被保険者の 記号・番号	記号	番号(従業員番号)	(フリガナ) 被保険者の 氏名				
	出産した方の 氏名				出産した方の 区分	<input type="radio"/> 被保険者 <input type="radio"/> 被扶養者	被扶養者の 場合は続柄	
ま た は 請 求 者 が 記 入 す る と こ ろ	◆ 被保険者(であった方)が、退職後(当健保組合の資格喪失後)6か月以内に出産した場合							
	現在加入されて いる保険者につ いて記入して ください。	保険者名 (健保組合名)						電話
		被保険者の 記号・番号						
	被保険者 氏名				出産した方 からみた続柄			
	◆ 被扶養者が、当健保組合の加入後6か月以内に出産した場合							
今 回 の 出 産 に 関 する 出 産 育 児 一 時 金 は ゼ ネ ラ ル 健 康 保 険 組 合 に 申 請 す る た め 、 他 の 保 険 者 へ の 申 請 は い た し ま せ ん 。また、この事実確認のため、 ゼネラル健康保険組合が他の保険者へ確認の連絡等を行なうことについて同意します。	当健保組合の 前に加入されて いた保険者に ついて記入して ください。	保険者名 (健保組合名)						電話
		被保険者の 記号・番号						
誓 約 ・ 同 意	令和 年 月 日							
	被保険者氏名						Ⓜ	

受付日付印

(メモ欄)

常務理事	事務長	担当者